

当社の労働者派遣事業について
(労働者派遣法第23条第5項)

(派 0 7 - 3 0 0 0 4 5)

令和7年度労働者派遣事業報告書（年度報告）を基に情報を公開いたします。

事業所 株式会社ビィズコム

住 所 福島県相馬市中村字砂子田146-1

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ① ×100
12人	9事業所	17,560円	10,684円	39.2%

※ 賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※ マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・
会社運営費などが含まれます。

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

①キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 担当者：佐藤 憲一 TEL：0244-26-9213

②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に
以下の教育訓練を実施します。

訓練種別	対象となる派遣労働者 (入職時・派遣中・待 機中など)	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担額 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無給)
就業規則の順守 社会人のモラル	入職時	OFF-JT	無償	有給
安全衛生	入職時・派遣中	OFF-JT	無償	有給
スキルアップ	派遣中	他の教育訓練機関 への委託	無償	有給

3. 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- 通勤手当支給
- 慶弔金・見舞金支給

4. 労使協定締結の有無

- 労使協定締結して（ いる ・ いない ）
 - ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）
 - ・ 協定有効期間の終期（令和9年3月31日）